

石川県成長戦略(仮称)動画制作業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

石川県の進むべき方向性を示す新たな県政の羅針盤として策定する「石川県成長戦略(仮称)」について、あらゆる世代の県民が石川県成長戦略(仮称)の内容を理解でき、県政に主体的に参加したくなるよう、動画により、効果的に発信することを目的とする。

2. 委託業務の概要

(1) 件名

石川県成長戦略(仮称)動画制作業務

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年12月15日(金)まで

(4) 予算上限額

4,000千円以内(消費税及び地方消費税含む)

3. 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、複数の事業者による共同提案を行う場合を除き、次に掲げる条件の全てに該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 石川県内に本社、支社または営業所を有する法人であること。

(3) 石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第111条第2項の規定による資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録されている者又は契約締結の日までに資格者名簿に登録される者であること。

(4) 石川県から競争入札の指名停止または見積り合せへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案書受付期間において、指名停止または参加排除期間中にある者でないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下、同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (7) 過去5年以内に公的機関の動画制作に係る業務実績があること。
- (8) 石川県の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、未納がない者であること。
- (9) 複数の事業者による共同提案を行う場合、次の要件を満たすこと。
 - ア 共同提案を行う事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1者を代表事業者に定め、県への質疑や書類提出等は代表事業者が行うこと。
 - イ 1事業者が複数の構成事業者になることはできない。また、単独で業務提案した事業者は、共同事業者になることはできない。
 - ウ 構成事業者全てが、法人格を有していること。
 - エ 構成事業者全てが、上記(1)、(3)～(8)の参加資格を満たし、代表事業者は石川県内に本社を有していること。

4. スケジュール

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 募集開始 | 令和5年7月 7日（金） |
| (2) プロポーザル説明会実施 | 令和5年7月13日（木） |
| (3) 質問書提出期限 | 令和5年7月19日（水） |
| (4) 企画提案書等受付期限 | 令和5年7月25日（火） |
| (5) 審査会 | 令和5年7月31日（月） |
| (6) 結果通知、契約の締結 | 令和5年8月上旬 |

5. プロポーザル説明会

- (1) 開催日時
令和5年7月13日（木）午後
- (2) 開催場所
オンライン開催（予定）
- (3) 申込方法
令和5年7月11日（火）までに説明会参加申込書【様式1】を電子メールまたはFAXにより提出すること。件名は「プロポーザル説明会参加申込」とすること。
- (4) 担当部署及び問い合わせ先
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県企画振興部企画課成長戦略推進室
電話：(076)225-1308 / FAX：(076)225-1315
メールアドレス：seicho@pref.ishikawa.lg.jp

6. 「質問書」の提出、回答方法

企画提案書作成要領及び仕様書に関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和5年7月19日（水）午後5時必着

(2) 提出方法

- ・【様式2】を電子メール又はFAXにより上記5（4）に提出し、送付後に必ず電話で受信確認を行うこと。
- ・件名は、「石川県成長戦略(仮称)動画制作業務委託に関する質問」とすること。

(3) 回答日時

令和5年7月21日（金）

(4) 質問への回答方法

石川県ホームページに掲示

(5) 留意事項

企画提案書の審査に係る質問や電話での質問は受け付けない。

(6) 参考資料

石川県成長戦略（仮称）素案

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kikaku/seicho_pabukome.html

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和5年7月25日（火）午後5時必着

(2) 提出書類及び部数

	提出書類	提出部数	様式の有無	備考
1	企画提案応募申請書	1	有 【様式3】	
2	企業概要説明資料	1	有 【様式4】	・パンフレット等企業の概要が分かるもの及び直近の決算書類（貸借対照表及び損益通算書等）を添付すること ※共同提案の場合は、代表事業者以外の構成事業者分についても、それぞれ提出すること
3	石川県が発行する納税証明書	1	有	
4	企画提案書 正本・・・1部 副本・・・7部	8	無 ※枚数制限なし	・別添「企画提案書作成要領」に基づき作成すること

5	見積書	1	任意	<ul style="list-style-type: none"> 宛先は「石川県知事 馳浩」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。 見積金額が2(4)を上回っている場合は、審査の対象としない。
---	-----	---	----	---

(3) 企画提案書の内容

「石川県成長戦略(仮称) 動画制作業務委託に係る企画提案書作成要領」のとおり。

(4) 提出方法

上記5(4)の宛先に、提出書類一式を提出すること。なお、持参する場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時迄とする。

(5) 留意事項

- 提出できる企画提案書は1企業・1案とする。
- 一度提出した企画提案書等を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- 共同提案の場合は、代表事業者が全ての構成事業者の情報をまとめた上で一つの書類として作成、提出すること

8. 審査会

(1) 日 時 令和5年7月31日(月) 14:00～(予定)

(2) 場 所 石川県庁行政庁舎10階1011会議室(金沢市鞍月1丁目1番地)

※詳細は参加者に対し、別途通知する。

(3) その他

- 別途連絡する開始時刻10分前までに集合すること。
- 出席者は3名までとする。出席者を【様式5】に記入の上、前営業日の12時までに上記5(4)の宛先に回答すること。
- 持ち時間は事業内容説明約15分、質疑約5分の20分以内とする。
- 後述の審査基準の項目についての説明を盛り込むこと。
- 当日、追加の説明資料がある場合は、事前に連絡すること。
- パソコンは各自持参のこと(モニターは県で準備 ※HDMI端子により接続)。
- その他必要な機材等ある場合は事前に相談すること。

9. 審査方法

- 別紙「審査基準」の項目に従って、提出された企画提案書等の内容を基に書面及びプレゼンテーションにより審査し、最も評価の高い提案者を契約の相手方として選定する。
- 必要に応じて、追加の書類提出や聞き取り等による内容確認を行う場合がある。
- 応募者が1者のみの場合においても審査を行い、契約相手として相応しいかどうかを判断する。
- 審査及びその内容は非公開とする。
- 失格

次のいずれかに該当した場合は、失格となることがある。

- ・審査委員対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ・他の参加者と企画提案書等の内容等について相談を行うこと。
- ・実施要領又は仕様書に適合しない書類を作成すること。
- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ・審査会に参加しないこと。
- ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

10. 審査結果の通知

審査結果については、採否に関わらず、企画提案書を提出した者全てに対して電子メール又は文書で通知する。

審査結果について、異議の申し立ては認めないものとする。

11. 契約の締結

- (1) 県は、審査会で選定した者（以下「候補者」という。）と別途協議を行い、協議が整った場合は、候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約により契約を締結する。
- (2) 業務委託仕様書については、候補者の決定後、県と候補者との間の協議により確定するものとし、内容が一部変更となる場合がある。
- (3) 契約時期は、令和5年8月上旬頃を予定している。

12. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要した経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 本企画提案の参加により、石川県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (3) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された書類は、本委託以外の目的で公開・使用しないものとし、審査作業等に必要な範囲において複製することがある。
- (6) 企画提案書による提案内容は、石川県に帰属する。
- (7) 県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (8) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。